臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープランの一部見直し（案）【新旧対照表】

変更前

開発の考え方【マスタープラン一部見直し（平成 19 年 12 月）　Ｐ２】

「住宅を中心とした複合市街地」

地区全体で居住機能を強化しながら、業務・商業機能等と居住機能の複合する活力あふれる市街地を形成する。

開発フレーム【マスタープラン冊子　Ｐ４、マスタープラン一部見直し（平成 19 年 12 月）　Ｐ４】

開発フレームは次のとおりとする。

●開発フレーム

	面積	居住人口	就業人口
有明北地区	約 141ha	38,000 人程度	14,000 人程度

※　人口フレームは、誘導水準である。

都市機能配置の考え方【マスタープラン冊子　Ｐ５、マスタープラン一部見直し（平成 26 年 7 月）　Ｐ３】

●都市機能の構成の考え方

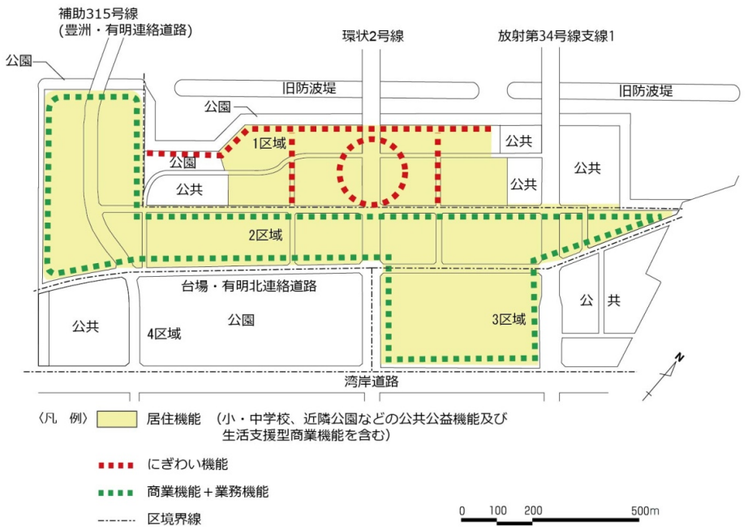

変更後

開発の考え方【マスタープラン一部見直し（案）】

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルが楽しめる複合市街地」

水辺空間の魅力を生かした公園緑地や大会レガシーを積極的に活用したスポーツ機能を中心に、住宅、商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、最先端技術を活用しながら、これらの機能がバランス良く複合した活気とにぎわいあふれる市街地を形成していく。

開発フレーム【マスタープラン一部見直し（案）】

開発フレームは次のとおりとする。

●開発フレーム

	面積	居住人口	就業人口
有明北地区	約 141ha	28,000 人程度	15,000 人程度

※　人口フレームは、誘導水準である。

都市機能配置の考え方【マスタープラン一部見直し（案）】

●都市機能の構成の考え方

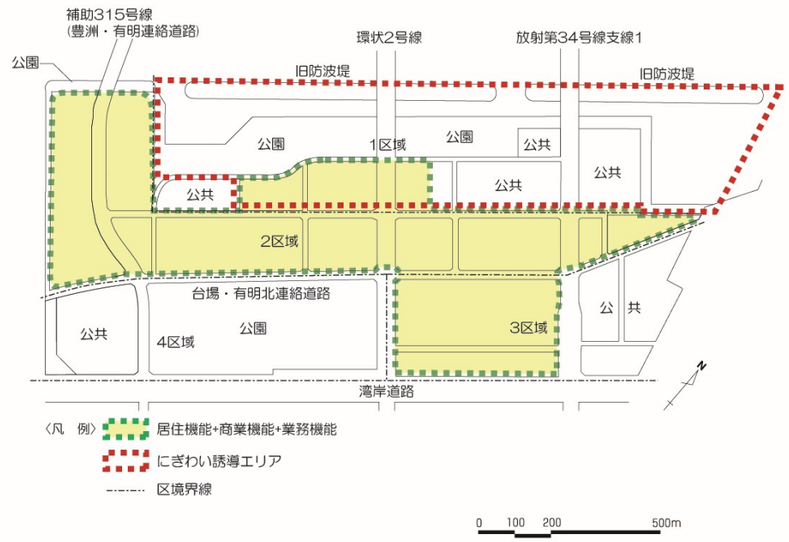

変更前	変更後
（１）居住機能 ①　（略） ②　住宅用地は、有明親水海浜公園に隣接して新しく生まれる住宅街区（有明北１区域）及び既存都有地（有明北３区域）を中心に、広く全体に配置する。 **（２）業務・商業機能** 活気とにぎわいのある市街地の形成を図るため、臨海副都心の一部であり、また、都心部へと連続する豊洲地区、晴海地区と隣接するという立地特性と、ウォーターフロントの魅力とを生かし、住宅を中心とした地域にふさわしく、生活利便施設として適した業務・商業機能を誘導する。 **（３）公共公益機能** （略）	**（１）居住・業務・商業機能** ①　（現行のとおり） ~~②~~　（削除） ~~**（２）**~~**（削除）** ②　活気とにぎわいのある市街地の形成を図るため、臨海副都心の一部であり、また、都心部へと連続する豊洲地区、晴海地区と隣接するという立地特性やウォーターフロント、大会レガシーなどの特徴を生かし、新たな価値や魅力を創造する業務・商業機能を誘導する。 **（２）公共公益機能** （現行のとおり）
土地利用方針 **【マスタープラン冊子　Ｐ７、マスタープラン一部見直し（平成 19 年 12 月）　Ｐ２、マスタープラン一部見直し（平成 26 年７月）　Ｐ４・Ｐ５】**	**土地利用方針【マスタープラン一部見直し（案）】**
有明北地区の土地利用については、眺望や海辺の景観を活用したうるおい豊かな都市型住宅を地区全体に配置するとともに、業務・商業機能等と居住機能の複合する活力あふれる「住宅を中心とした複合市街地」の形成を図るため、各区域ごとの土地利用方針は次に掲げる内容を基本とする。 なお、平成 18 年８月に東京都が 2016 年夏季オリンピック競技大会　国内立候補都市に選定され、有明北地区の新埋立地（1 区域）は選手村予定地となった。今後は、オリンピック招致計画との整合性を図り、開発を進めていく。 **（１）土地利用方針** **○１区域**（新埋立地） １区域は、区域全体について、緑豊かな「旧防波堤」への眺望や海辺の景観を活用した、うるおい豊かな居住機能の配置を基本とする。 なお、次の区域においては立地特性に応じた土地利用を進める。 ア　地区の中心となる駅周辺には、活気やにぎわいの創出を図るため、居住・商業機能がバランスよく複合する活力あふれる市街地を形成する。 イ　東西両入江の周辺には、ウォーターフロントの景観を生かした公園や公共公益施設を配置する。公園は、にぎわい機能をはじめ多様な機能を備えるものとして整備していく。 **○２区域**（台場・有明北連絡道路以北（新埋立地を除く））から**○４区域**（台場・有明北連絡道路以南、環状２号線以西）まで （略）	有明北地区の土地利用については、眺望や海辺の景観を活用したうるおい豊かな都市型住宅を地区全体に配置するとともに、「東京 2020 大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しめる複合市街地」の形成を図るため、各区域ごとの土地利用方針は次に掲げる内容を基本とする。 （削除） **（１）土地利用方針** **○１区域**（新埋立地） １区域は、区域全体について、緑豊かな「旧防波堤」と海への眺望~~や海辺の景観~~を活用した、うるおい豊かな居住機能やスポーツ・文化・交流機能の配置を基本とする。 なお、次の区域においては立地特性に応じた土地利用を進める。 ア　地区の中心となる駅周辺には、活気やにぎわいの創出を図るため、居住・商業・業務機能等がバランス良く複合する活力あふれる市街地を形成する。 イ　区域の北側及び東側には、ウォーターフロントの景観を生かした公園や公共公益施設を配置する。公園は、にぎわい機能をはじめ多様な機能を備えるものとして整備していく。 **○２区域**（台場・有明北連絡道路以北（新埋立地を除く））から**○４区域**（台場・有明北連絡道路以南、環状２号線以西）まで （現行のとおり）

変更前	変更後
●土地利用	●土地利用

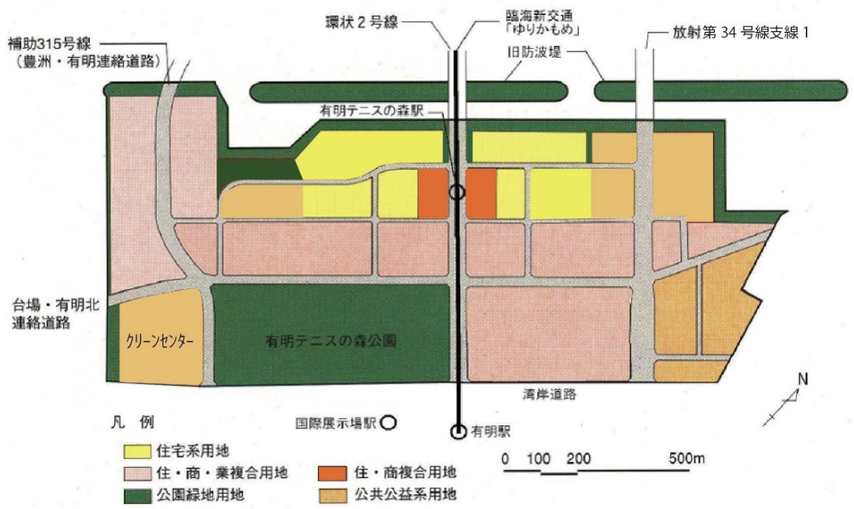

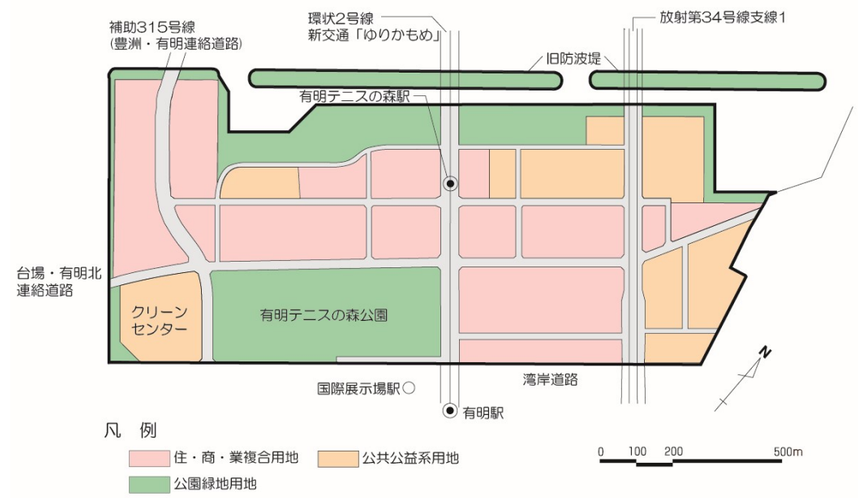

水と緑のネットワークの形成【マスタープラン冊子 P10、マスタープラン一部見直し（平成 26 年 7 月） P6】	水と緑のネットワークの形成【マスタープラン一部見直し（案）】
●水と緑のネットワーク（概念図）	●水と緑のネットワーク（概念図）

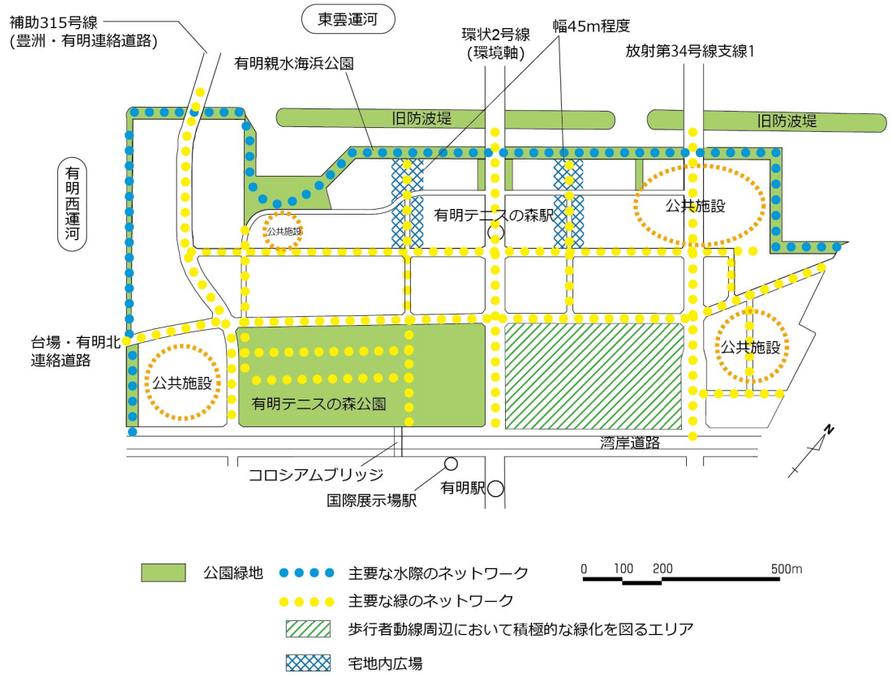

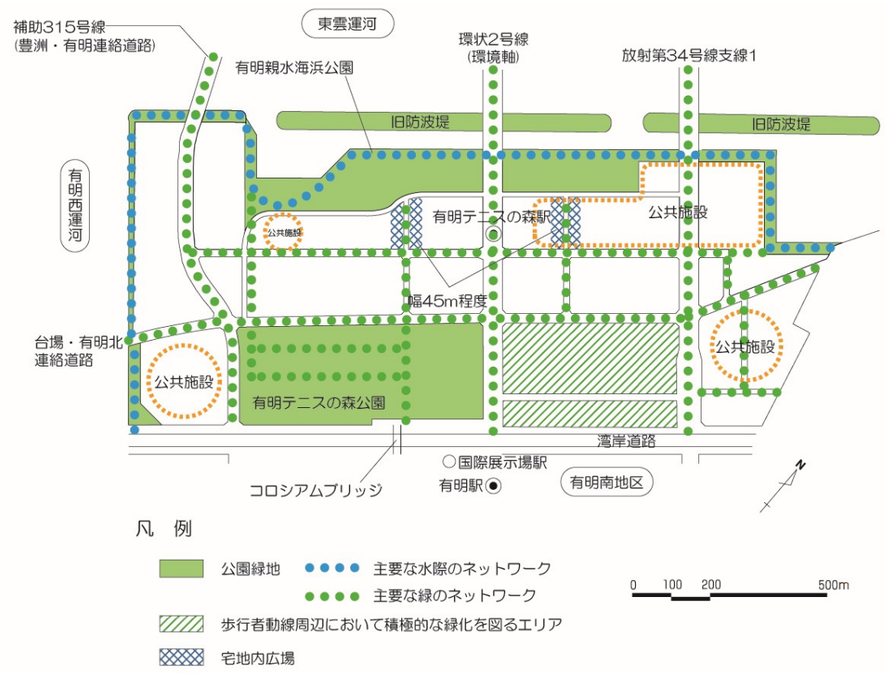

変更前

公園・緑地の整備
【マスタープラン冊子 Ｐ１１、マスタープラン一部見直し（平成 19 年 12 月） Ｐ４、マスタープラン一部見直し（平成 26 年 7 月） Ｐ６・Ｐ７】

地区全体で必要となる公園を１区域西側に、まとまりのある広さで位置づける。公園間を緑のネットワークで結び、有明親水海浜公園との一体的整備を行う。

●公園・緑地の整備計画

		面　積（ha）	
		陸　域	水　域
既　設	有明テニスの森公園	１６．５	－
新　設	有明親水海浜公園	１２．３	２１．３
	有明北その１緑道公園	０．８	－
	有明北その２緑道公園	１．８	－

（１）有明親水海浜公園
（略）

●公園・緑地整備計画図

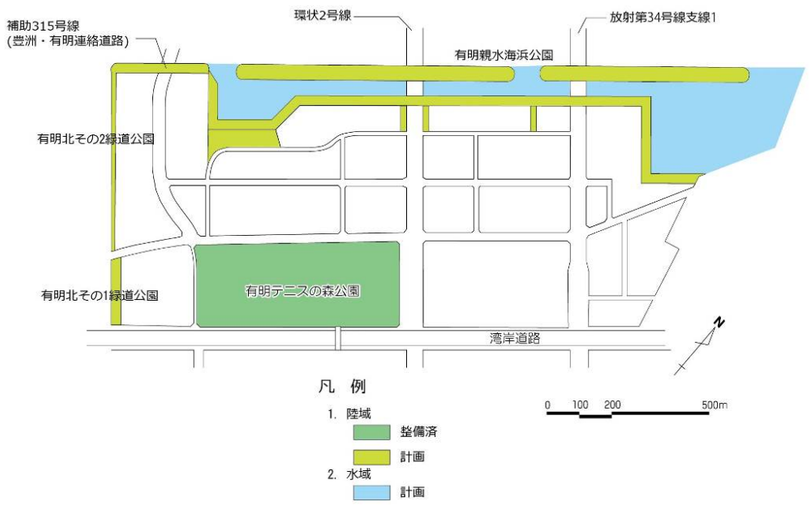

変更後

公園・緑地の整備【マスタープラン一部見直し（案）】

１区域北側に、大会レガシーと水辺空間の魅力を生かした大規模な公園緑地を位置づける。公園間を緑のネットワークで結び、海上公園として、既定計画の有明親水海浜公園（仮称）との一体的整備を行う。

●公園・緑地の整備計画

		面　積（ha）	
		陸　域	水　域
既　設	有明テニスの森公園	１６．３	－
	有明北緑道公園	２．６	－
新　設	有明親水海浜公園（仮称）	１８．３	２１．３

（１）有明親水海浜公園（仮称）
（現行のとおり）
大会の感動・記憶を形に残すとともに、広く都民がスポーツに親しむことのできる大会開催を記念する公園として整備し、周辺施設とも連携したにぎわい創出の拠点としていく。
水辺空間の魅力を生かして、入江部には、海のレクリエーションや自然に親しむ場を整備するとともに、舟運にも活用可能な船着場を設置する。

●公園・緑地整備計画図

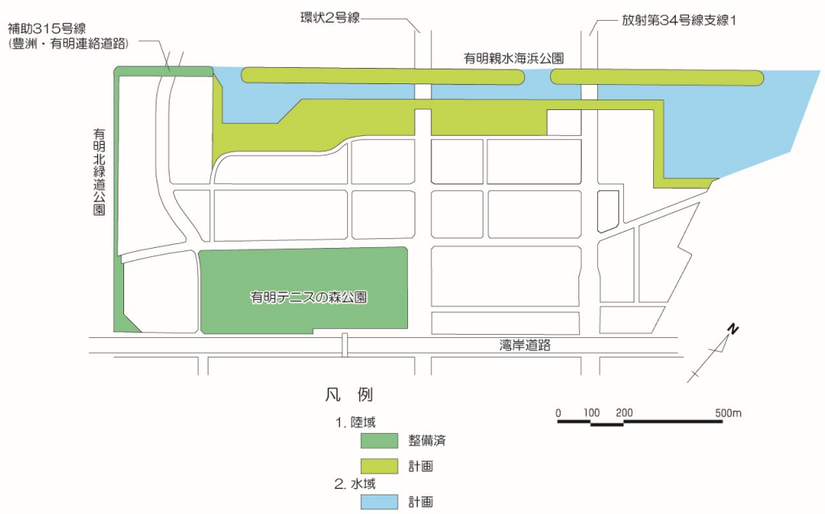

変更前	変更後
歩行者空間の整備【マスタープラン冊子　Ｐ１３、マスタープラン一部見直し（平成 26 年 7 月）　Ｐ７】	**歩行者空間の整備【マスタープラン一部見直し（案）】**
●歩行者のネットワーク（概念図）	●歩行者のネットワーク（概念図）
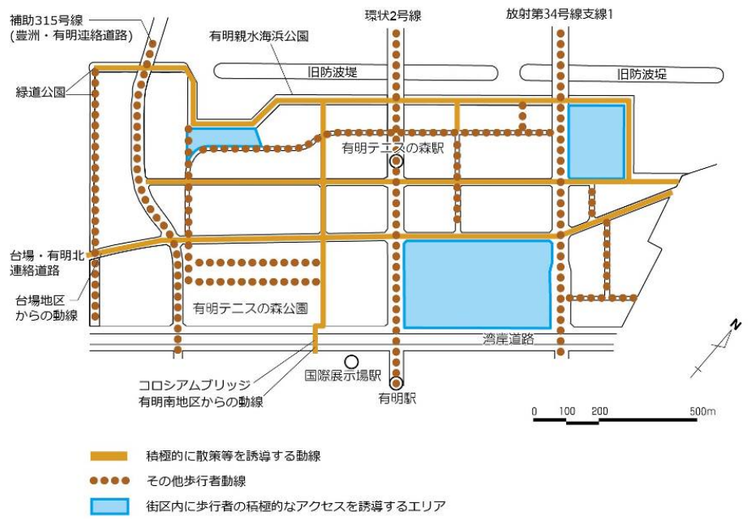	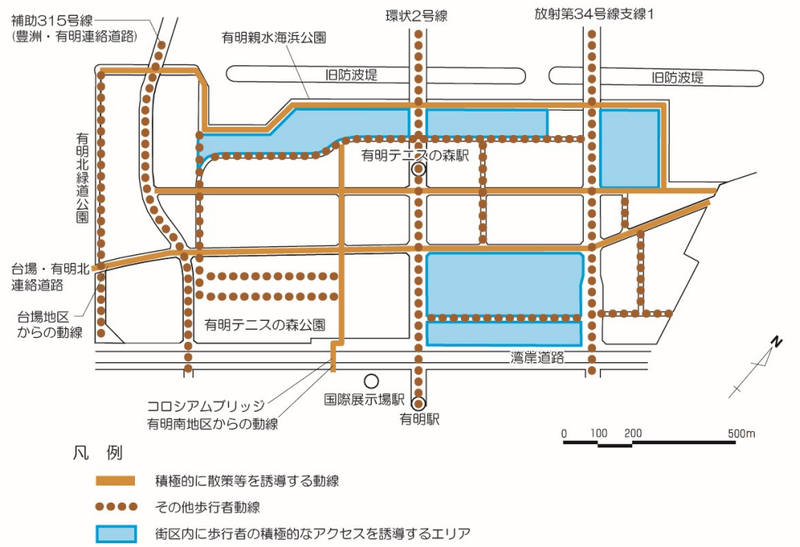
交通基盤【マスタープラン冊子　Ｐ１６、マスタープラン一部見直し（平成 19 年 12 月）　Ｐ１２】	**交通基盤【マスタープラン一部見直し（案）】**
●道路のネットワーク	●道路のネットワーク
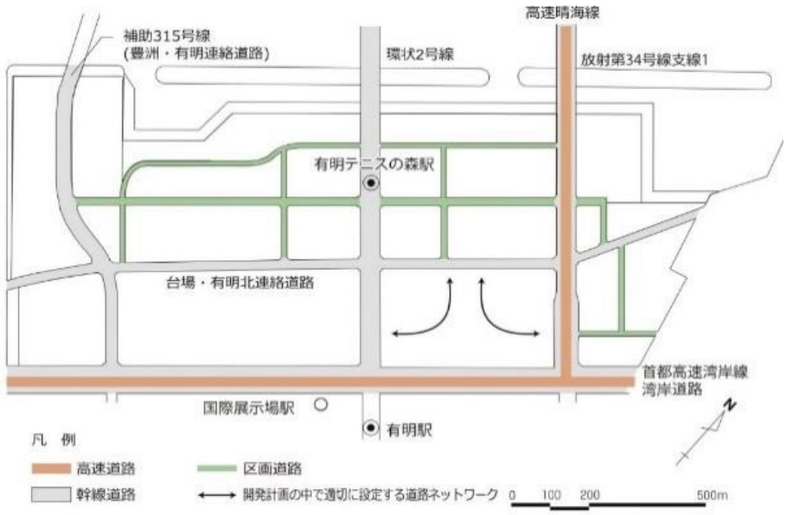	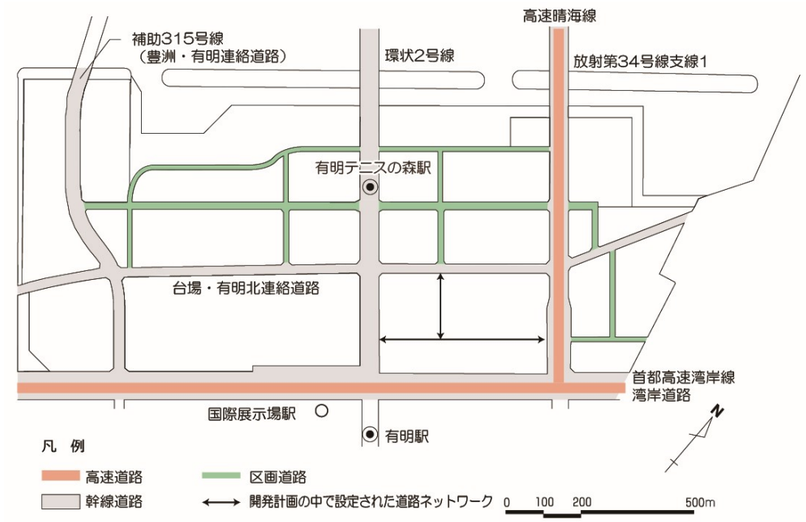

変更前	変更後
（４）臨海新交通「ゆりかもめ」駅 臨海新交通「ゆりかもめ」の有明北駅（仮称）は、住宅系用地と住・商・業複合用地の中心となる位置に整備する。 **（５）その他** ①　（略） ②　有明北駅（仮称）の駐輪場の整備については、今後関係者で検討していく。 ③　（略）	**（４）臨海新交通「ゆりかもめ」駅** ①　臨海新交通「ゆりかもめ」の有明テニスの森駅は、１区域と２区域の中心となる位置に整備する。 ②　周辺既成市街地へのアクセスを充実させるため、都心と臨海副都心とを結ぶＢＲＴを導入し、有明テニスの森駅周辺に停留施設を整備する。ゆりかもめや都営バス等の既存の交通網との連絡を強化し、利便性の向上を図る。 ③　駅からの円滑な誘導を図るため、交通結節点の周辺開発に合わせて、安全で快適な歩行者空間の創出や地域ニーズに応じた駐輪場及び自転車シェアリングのサイクルポート設置等、地域の回遊性向上に資する施設の整備を誘導する。 **（５）その他** ①　（現行のとおり） ②　既存交通網や周辺地域と連携した交通手段として自転車の利活用を促進するため、自転車通行空間等を整備し、自転車で安全、快適に回遊できる環境を確保する。 ③　（現行のとおり）